

Title	武州一揆と農兵
Sub Title	The Bushu riot and Nohei
Author	安澤, 秀一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.3 (1954. 3) ,p.313(115)- 317(119)
JaLC DOI	10.14991/001.19540301-0115
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第三集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part III) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

岸の紛争の具體的事情を明白に説明する史料が残存するかとも思うが、今はそれも得られぬまゝに、牧西村小川家文書のみを中心として述べておく。

(註四) 史料第一、「牧西村「小川家文書」」

(註五) 史料第二、「小川家文書」

(註六) 史料第三、「小川家文書」

附記

本調査に關し、牧西村小川省吾氏所藏の諸史料の借與を快諾され、種々便宜を與えられたことを深謝する。

武州一揆と農兵

安澤 秀 一

伊豆韭山の代官江川坦庵は吾國における兵制改革の先覺者であつて、反射爐による大砲鑄造の事蹟などによつても有名である。彼は弘化三年(一八四六)以來、再三農兵制について幕府に建白している。彼の建白は在命中には用いられる事がなかつたが、その意圖する所は、海防の中核に農兵を取立てて、農業の合間に砲術武術の稽古をさせ、非常の際に用いる、さすれば財政的な負擔を直接幕府乃至は諸侯が負う事なく、無用の費をなす事がないという點にあつた。

坦庵歿後(一八五五)、文久三年(一八六三)に至つて幕府は内外の事情に押されて、漸く農兵制の是非如何を有司に問うた。賛否交々であつた。賛するものの一人羽田十左衛門は、「後書無之第一之良策」であると積極的な態度を示している。

「平常は農業其外渡世百姓並にいたし、非常之節取締筋は勿論防戦とも爲心掛、御料組又は在組杯と唱、農兵立置候は、費も無之、非常備に可相成奉存候」云々

之に對して、「農兵不可然」とする木村政藏の論は次の様であ

武州一揆と農兵

る。

「此儀愚案には俄に一般農兵御取立之事に相成候へ、却而害を生し可申哉に奉存候」

害とは百姓を農兵などに取立てればやがて反抗する者も生ずるだらうという懸念を内容とする。併し絶對に反對するといふのではない。「身元宜もの、並右子弟等に而實直之者」を選んで武藝の稽古をさせる。この様に先ず陣屋代官の周圍に農民中より信頼出来る者を結集させた後、農兵制を採らうといふのである。

右の二つに代表される農兵制についての幕府役人の意見を徵した幕府自身の態度は、直には農兵制を採用しない。併し前述の木村政藏の意見を骨子として、先ず代官の周圍に農民の身元宜き者を結集させる方策をとつたのである。

併し實質的には、幕府は右の意見を徵する以前、文久二年以來、農兵を養成する途を開き、「兵賦」と稱して旗本御家人の領分から壯強の農民を選出せしめてこれを訓練していたのである。(大山敷太郎「農兵論」、E・H・ノール)

右に述べた様な事情を背景として、武藏國における農兵の一例を次に紹介しよう。

坦庵歿後も、世襲代官である江川氏は引續きその職にあり、文久三年十一月に、「農兵御取立ニ付口達書之寫」を御代官江川太郎左衛門役所より廻付している。これによると、江川氏支配の地は、先代坦庵の建白もあつて、農兵取立について特別な

115 (三二三)

扱をうけている。

「今般御料所一體江農兵御取立之儀被仰付外御代官江者見込之趣夫々御尋中之由當方之義者御先代より被仰立之次第も有之候故有遠江守殿被仰渡ヲ以御支配所限り御委任相成候」此の様に支配所限り農兵取立の許可を得たので、次の様に農兵取立の意義を述べている。

「春來武家江御觸達之趣茂有之外寇者猶更之義依而今治ニ居て亂を忘さる御趣意宿村之憂患を未然ニ御防可被成與之御配慮ニ候左候逆差向難儀之節ニ陥り候而者折角之御仁惠ニ戻り不本意ニ付村高又者人員等ニ應し過當不相成様壯年強健之者を以農兵御取立期限ヲ定め交代をも可被仰付與之事ニ而右者畢竟上者國家之御爲下者宿村無難産業子孫繁之基本たる義を篤與辨別憤發致し厚き御趣意貫き候様勉勵有之事」

ここには外患と共に内亂についての危惧が現れている。幕末の内外からの封建的危機に際して、最大の封建領主徳川氏の權力機構である幕府並に代官役所は、その權力基盤を武士にのみ依存する事が出来なくなり、支配下の村々に愛國心の憤發を連達し、農兵によつて權力基盤の擴充強化を圖つたのである。對外的には海防を旨とし、對内的には治安の具を求めたのである。

農兵の組織に關しては、前掲「口達書之寫」に「隊伍組立其外規則書」が附されて、農兵隊組織の準則を知り得る。それによれば、農兵二十五人で一小隊をなし、高島流小筒六外但附屬洞亂管入共が貸渡される。服装は、異形にならない程度に自分

持て胴拔立付を用意する。小隊には、頭取二人、什兵組頭二人、差引役一人が置かれ、伍卒組(壹組五人)、四組よりなり、夫々の伍卒組人数の中に小頭役が置かれる。この様な農兵隊を、「組合限り精選人数取極宮社寺院境内其地最寄都合宜敷場所見立折角銃隊訓練等農隙を見計稽古可爲致候」と「口達書之寫」は述べている。ここにいう組合とは文政十年に設けられた關東御改革取締組合なる村聯合をさすのである。先に挙げた木村政藏の意見に、「郡中村々を六七ヶ村或は十ヶ村位つゝ、地勢に應し關内取締組合の如く、組合を立取締之儀心得させ云々」とある趣旨に則つたものであらう。因にこの取締組合とは、日野宿組合を例にとれば、日野宿外四十六ヶ村が大組合となり、内を小組合八個に分け、夫々に行事を、更にその上に大組合行事を置き、主として治安、警察の自治的取締を行つたのである。行事は後に大惣代小惣代と名を變えた。この様な封建的支配組織の上にそのまま農兵隊の組織が置かれたのである。

右の様な計畫の下に江川氏支配の各地(武州の中元伊奈半左衛門の代官支配であつた地が、伊奈氏の寛政年間改易の後、江川氏の支配となつたのである)に設けられたのが、後に述べられる武州一揆鎮壓に活躍した農兵隊である。田無村組合農兵、五日市村組合農兵、日野宿組合農兵隊並撃劍組、駒木野農兵、八王子宿農兵撃劍組、栗須村撃劍組、木曾組農兵隊、三澤程久保兩村の兵士が出勤している。

右の内日野宿組合農兵について多少の資料がある。これにつ

いて左に述べて見よう。

「慶應二寅年六月 御取締見廻農兵役割帳 日野宿 大惣代①、
「御取締筋農兵人選帳 日野宿 連光寺村」などがあるが、内容は、いづれも連光寺村の農兵の名簿である。又「寅八月 御取締警衛人足改帳(組合大小惣代)」があつて、五番組から八番組に至る二十ヶ村の組合村名と、夫々の村から出す人足數、所持の武器を書上している。總計三百五十九人、鐵砲七十挺、槍百本、袖捲二十五本、鳶口二十五本を有している。この警衛人足の中大惣代を勤めるのは連光寺村で、人足四十人、鐵砲十二挺、槍二十本、貝、大鼓、袖捲二本を有する。

農兵の場合の連光寺村の編成は次の様である。
隊長役 富澤忠右衛門(連光寺村名主兼日野宿組合大惣代)
目付役 二名(村の年寄役を勤めてゐる)
使番役 二名

槍兵隊 十六名(内壹人は貝役、壹人は大鼓役)
農兵隊 十四人(内貳人鐵砲、貳人袖捲)
旗持役 一人

物勢三十六人
人数は警衛人足改帳に比べて四人少い。この様に選出された農兵は村内の各層に互つているが、指揮系統は、名主、及び年寄役などが占めてゐる。明治三年の戸籍によつて慶應二年における農兵の家族内の地位、年齢を推定すると、次の事がい得る。十九人は戸主であり、忝或いは弟は九人である。四十歳以上は

武州一揆と農兵

七人、三十歳以上は九人、二十歳以上は九人、十九歳以下は三人である(合計は二十八人で八人不足は明治三年戸籍に見えないため除いた)。即ち農兵の大部分は壯年であり一家の責任者であつた。又この村にある馬四十一疋の中、十疋は農兵に取立てられた者が所有している。この様に見てくれば、農兵に取立てられた人々が、村内の上層乃至は中堅に屬する人々であつた事が判る。

右の様にして組織訓練された農兵が、最初にその存在を世に示したのは、慶應二年の武州一揆に際してであつた。

(附註) 以上の史料は武州連光寺村富澤家文書による。同文書には、尙「銃隊練法抄」などの農兵訓練に用いた軍隊操典に類するものがあり、當時の用兵語等を知る事が出来る。

二

慶應二年(一八六六)は全國に互つて百姓一揆が激發し、幕末における年間一揆件數のピークをなしている。その一つに武藏國秩父郡名栗村に始まつた一揆がある。これは忍ちの中に秩父、埼玉、多摩の三郡に燃え擴がつて、江戸幕府の威信を脅かした。最近「慶應丙寅六月窮民蜂起打毀見聞録」(武州多摩郡日野宿佐藤氏文書)に偶目し、武州の農兵隊との關連もあるの

で次に「見聞録」を中心に一揆の様相を述べて見よう。
「見聞録」の筆者佐藤氏は、かの八王子千人同心の一人であり、幕末には日野農兵隊の用令として農兵隊の指揮に當つた人

一一七 (三一五)

である。彼の義弟は新撰組の土方歳三であり、近藤勇と共に近在の農家の出身であつた。こうした面にも武州における農兵の性格を見る一つの鍵があると思われる。更に明治時代に入つて自由民権運動の一つの根據地となつた時、先頭に立つた人々が豪農の系譜に列する人々であり、反薩長政府運動の性格がまといつき、地主層の権力機構との結び付の中に、運動が消滅して行つた経過を、幕府直轄領としてのこの地域における指導層の意識と結びつけて考える必要があるのではなからうか。

却説、「見聞録」によれば、一揆の最初の狼火は秩父郡名栗村の窮民凡そ七八十人によつて、慶應二年六月十三日曉に擧げられた。翌十四日未刻頃には凡そ一萬人餘の大部隊となつた。一揆の打毀しを受けた村々は、「見聞録」末尾の記載によれば次の通りである。

武州高座郡 飯能村 廣瀬村 篠井村 高萩村
入間郡 小谷田村 井澤村 黒須村 扇町谷村 藤澤村
所澤村 安松村 永井村 中富村 大久保村 野
火留村 城村 坂市村 五防村
新座郡 引又村 白子村 興野村
多摩郡 柳窪村 青梅村 新町村 長谷新田 福生村 拜
島村 中神村 宮澤村 小机村
以上合計三十ヶ村である。(明治十六年秩父騒動と比較せよ)
打毀しを蒙つた者を具體的に示すと次の様である。
飯能村富商五軒・小谷田井澤邊の商家・所澤村米問屋其外質店

都合十三軒・長谷新田富家・福生村酒造十兵衛宅・拜島村穀屋一軒・中神村富家久次郎宅・宮澤村酒造金右衛門宅・城村偏正金剛云豪家(證書類焼捨)・柳窪村富農七次郎衛・引又村商屋九軒・興野町商家二軒・小机村豪家一軒の如く、富農、富商、米商、穀商酒造、質屋などが打毀しの對象となつてゐる。右の外、封建的支配者に對する反抗として、引又村にあつた高崎侯の陣屋の破却が行われている。

一揆は六月十四日所澤村で一萬餘人の大部隊に擴大してゐたのであるが、ここで三手に分れた。一隊は引又村、興野町を経て、中仙道大宮宿の近傍觀音山に立てこもつたが、六月十七日に關東御取締出役と大宮浦和兩宿の人足に攻められて退散した。一隊は安松村野火留村城村を経て柳窪村に至り、六月十六日に田無村組合農兵其外三十餘人を率いる御代官所鐵砲方諭示方役人に鐵砲を打掛けられて敗走した。一隊は扇町屋村、新町、青梅に至つて、又二手に分れる。一手は大久野村小机村を経て入野村に至り、十六日夜、五日市村組合農兵並に檜原村狩獵人四、五百人の攻撃をうけて、解散する。一手は青梅から長谷新田羽村福生村拜島村中神村宮澤村に至る。其人數凡三千人であつた。これを迎へ撃つ幕府側は、日野宿農兵隊並擊劍組四十餘人、駒木野農兵三十餘人、八王子宿農兵擊劍組二十人程、栗須村擊劍組拾三四人其外ハ王子及近村の人足竹槍を携えて馳せ加つた。更に木曾組農兵隊十五六人、三澤程久保兩村の兵士十七八人がこれに加わる。之等の人數と玉川筑地川原で十六

日に衝突して、一揆は敗走するが、本木村近邊の山に踏み止まつて反撃の準備をする。翌十七日、鐵砲數挺を得て箱根崎村へ押寄せたが結局散亂してしまつた。農兵隊は十八日に拜島村へ引返し、隣村高月村の徒黨を鎮壓して同日夕刻に歸村した。右の様な経過を辿つて、十三日に始まつた一揆は十八日には全く鎮壓されてしまつた。此の間、常に一揆に對抗する武力の主體が、夫々の地方における農兵隊であつた事は明らかである。「見聞録」の筆者はこの鎮壓の模様を敘した後、次の様に述べてゐる。

「右者全江川様御出役并農兵之武功ハ關東御取締御出役之所置ニ仍ル所也
蕪山之縣令未萌ニ防之先見爰ニ至而相顯感歎百拜何者欲不仰之也」

農兵隊の創始者江川太郎左衛門の功績を讃えて「見聞録」は終つてゐる。
幕藩體制の危機に對應して、兵農分離の大則を冒して、つくられた幕府直轄領の農兵が、外寇に對する護りよりも先ず、封建的支配と、その封建的支配の中に生れた經濟的重壓に反抗する同じ身分の封建的農民と戦わねばならなかつた。この様な事態を迎える事は、農兵取立の趣旨には十分豫想されていた事であつた。併し吾々は、この武州一揆が敗退した直後、同年八月に、川越領に農兵新設令反對の強訴が起つてゐる事を見逃す事は出来ない。